

住んでよかった 住んでみたい町



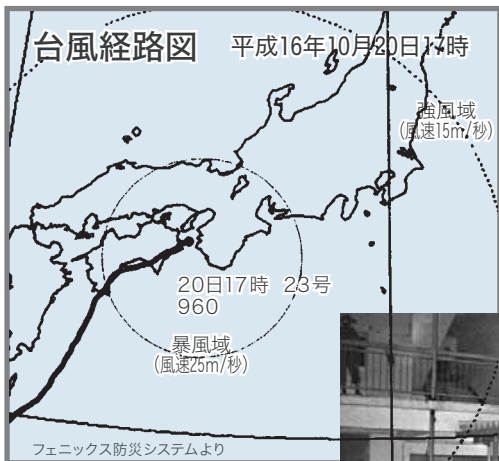
2004
(平成16年)

号外

11月21日発行

広報 せいだん

題字は直原玉青氏



三原川の氾濫 ▲

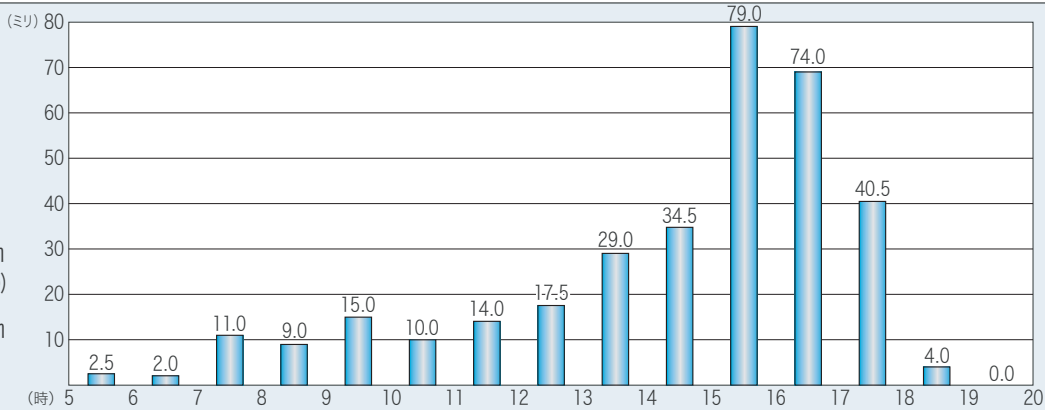


◀ 浸水した松帆小学校

台風23号 雨量計の記録 (役場庁舎)

総雨量 347.0mm
(10月19日19:00~20日19:00)

時間最大雨量 87.0mm
(10月20日15:20~16:20)



八月三十日の台風十六号以降、度重なる台風の直撃で県下各地で大きな被害を受けました。特に、十月二十日に来襲した超大型台風二十三号は記録的な暴風雨で、多数の家屋が床上浸水、倒壊など甚大な被害をもたらし、西淡町を含め五市十二町に災害救助法が適用されました。また、住宅の再建などを支援する被災者生活再建支援法も初めて適用されることになり、被災者へさまざまな支援制度が設けられています。

この広報せいだん号外では、被災者の早期復旧に向けた各種生活支援制度の概要を掲載していますので、ご覧ください。

被災者の 早期復旧に向けて

— 各種支援制度のお知らせ —

(2~4ページ)

(この用紙は再生紙を使用しております。)

編集・発行 西淡町企画政策課 〒656-0393 兵庫県三原郡西淡町湊90-1 TEL.0799-36-3311 FAX.0799-36-3997

ホームページアドレス <http://www.town.seidan.hyogo.jp/>

メールアドレス info@town.seidan.hyogo.jp



生活支援制度情報

平成16年11月17日現在
 支援制度には取扱金融機関の
 審査があります。

区分	制度・事業名	対象者	内容	申込書類等	問い合わせ
見舞金	県災害援護金	全・半壊、床上浸水世帯、重傷者	<支給額>全壊 20万円 半壊 10万円 床上浸水 3万円 重傷者 3万円		役場住民生活課 ☎36-3311 内線233
	助成 被災者生活再建支援金 (居住安定支援制度)	全壊・半壊で解体した世帯又は大規模半壊した世帯 (所得・年齢要件あり)	<助成上限額> 再建・購入 複数世帯 200万円 単身世帯 150万円 補修 複数世帯 100万円 単身世帯 75万円 賃貸入居 複数世帯 50万円 単身世帯37.5万円 <使 途>住宅の解体・撤去費、 整地費、ローン利子等		役場住民生活課 ☎36-3311 内線233
住宅再建支援	貸付 災害復興住宅融資 (住宅金融公庫)	①住宅に5割以上の被害を受け、 建築・購入する者 ②住宅に10万円以上の被害を受け、 補修する者	<融資額> 建築・購入 耐火 1,160万円 木造 1,100万円 補修 耐火 640万円 木造 590万円 <利 子> 1.9%		県民間住宅室 ☎078-362-3611 (住宅金融公庫)
	助成 被災者生活再建支援金 (生活再建支援)	全壊世帯又は半壊で解体した世帯 (所得・年齢要件あり)	<支給上限額> 複数世帯 100万円 単身世帯 75万円		役場住民生活課 ☎36-3311 内線233
生活支援	貸付 被災者生活復興資金貸付金 (新規)	全・半壊、床上浸水世帯(世帯主又は主たる生計維持者の前年総所得が730万円以下)	<貸付金>300万円以下 <利 子>利子補給により実質無利子 <使 途>被災家屋の補修、家具・ 電化製品・自動車等の生活必需品の修理・買替	1月31日まで受付 ・取扱金融機関の定める申込書 ・資金の使途申立書 ・所得証明書 ・り災証明書 ・印かん登録証明書など	相談 役場住民生活課 ☎36-3311 内線233 受付金融機関 (町内) 淡路信用金庫 淡陽信用組合 JAあわじ島 本支店
	貸付 災害援護資金貸付金 (対象21, 23号)	家財の1/3以上の損害等 ※所得要件有	<貸付額>150~350万円 <利 子>年3%		役場住民生活課 ☎36-3311 内線233
	貸付 生活福祉資金	家財損害1/3未満 ※低所得者対象	<貸付額>150万円 <利 子>年3%	連帯保証人1名が必要	西淡町社会福祉協議会・万松園 ☎36-2083
	住宅支援 県営住宅への一時入居	全壊・半壊・床上浸水の被災者で住宅の再建又は補修に一定期間を要する世帯	<使用期間>原則3か月以内 <使用料>免除(光熱水費、共益費及び駐車場使用料は自己負担)	入居希望の受付 11月29日まで	役場商工観光課 ☎36-3311 内線297
	貸付 被災者生活復興資金貸付金 (新規)	住宅被害を受けていない場合でも自家用自動車に被害があり、り災証明書の交付を受けることができる場合を含む			



区分	制度・事業名	対象者	内容	申込書類等	問い合わせ
農林漁業者支援	豊かな村づくり資金・災害資金	被害損失額が、平年農業収入の概ね30%以上である旨の市町長の認定を受けた者	<貸付額>個人 500万円以内 団体(法人) 1,000万円以内 <利率> 利子補給により0.30% <償還> 5年以内 内1年以内据置可 <用途> 災害による被災農家の再生産に必要な資金 ①種苗費、肥料、農薬、生産資材など ②被害を受けた農業施設の修繕、農機具等の購入費用	経営規模証明 被害認定書	JAあわじ島 本所・各支所 本所融資課 ☎42-5220
	農業経営維持安定資金【農林漁業金融公庫】	主に農業を営む者で、市町長の災害証明を受けた者	<貸付額>個人 200万円 法人1,000万円以内 <利率> 0.8~1.8% <償還> 20年以内 内3年以内据置可 <用途> 経営再建費及び収入減補てん	経営規模証明 被害認定証	JAあわじ島 本所・各支所 本所融資課 ☎42-5220
	農業近代化資金(災害にも活用)	農業者	<貸付額>個人1,800万円 法人 2億円 <利率> 0.8~1.65% <償還> 15年以内 内2~3年以内据置可 <用途> 農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧 <利子補給> 1.4%~2.25%	経営規模証明	JAあわじ島 本所・各支所 本所融資課 ☎42-5220
	農業基盤整備資金	農地、牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧を必要とする者	<貸付額> 負担する額の100% <償還> 25年以内 内10年以内据置可 <金利> お問い合わせください		JAあわじ島 本所・各支所 本所融資課 ☎42-5220
中小企業者支援	経営円滑化貸付(災害復旧枠)	災害により被災した中小企業	<融資額> 5,000万円以内 <利率> 1.1% (最優遇金利) <償還> 7年以内 内1年以内据置可 <用途> 災害復旧に必要な設備・運転資金	り災証明書	西淡町商工会 ☎36-2275
	災害復旧貸付【政府系金融機関】※10/22兵庫県発動	災害により直接被害又は間接被害を受けた中小企業			西淡町商工会 ☎36-2275
		①国民生活金融公庫 <融資額> 3,000万円以内 <利率> >1.7% (基準金利) <償還> >10年以内 内2年以内据置可 <用途> 設備・運転資金	②中小企業金融公庫 <融資額> 1億5,000万円以内 <利率> >1.7% (基準金利) <償還> >10年以内 内2年以内据置可 <用途> 設備・運転資金	③商工組合中央金庫 <融資額> 個別相談 <利率> >1.7% (基準金利) ※当初10年、以後5年毎見直し <償還・用途> 設備: 20年以内 (内3年以内据置可) 運転: 10年以内 (内3年以内据置可)	

軽減・免除など

区分	対象者	内容	申込書類等	問い合わせ
自動車税 軽自動車税は対象外	災害により自動車の原動機等が破損し、運行不能となった自動車を修理する場合	修繕等のために運行不能となった月数をもって算定した額の軽減(16日未満の端数は切り捨て)	災害を受けた日から60日以内に下記書類を提出 ・減免申請書 ・市町長の「り災証明」 ・修理完了報告書 ・修理見積書の写し	洲本県税事務所直税課 ☎26-2032



区分	対象者	内容	申込書類等	問い合わせ
自動車取得税 軽自動車取得税含む	災害により滅失・解体した自動車の代替車を、災害が止んだ日から3か月以内に取得した場合	災害を受けた自動車の災害直前の通常取引価格に相当する額に税率を乗じて得た額の軽減	自動車取得税申告の際、下記書類を提出 ・減免申請書 ・市町長の「り災証明書」 ・末梢を証する書類又は解体証明書	洲本県税事務所直税課 ☎26-2032 灘県税事務所自動車取得税資料課 ☎078-841-7912
個人町県民税	所有し、かつ居住する住宅又は家財の価格の3/10以上の損害を受けた場合（保険金、損害賠償金等による補てんされるべき金額を除く）	災害発生日の属する月以降に到来する納期分の税額を所得金額と損害の程度に応じて軽減又は免除	1月25日までに減免申請書を提出（減免規則に該当しない場合減免できません）	役場税務課 ☎36-3311 内線242
固定資産税	災害により課税物件（住宅）に2/10以上の損害を受けた場合	災害発生日以降に到来する納期分の税額を被災面積損害の程度に応じて軽減又は免除します	12月21日までに減免申請書を提出（該当者と思われる方に減免申請書を送付します）	役場税務課 ☎36-3311 内線242
国民健康保険税	納税者が所有し、かつ居住する家屋について2/10以上の被害を受けた場合	災害発生日以降に到来する納期分の税額の軽減又は免除	11月末までに減免申請書を提出	役場税務課 ☎36-3311 内線242
所得税	①住宅や家財などの損害額が平成16年分の所得金額の10分の1を超える方又は損害額のうち災害関連支出が5万円を超える方は、雑損控除として上記所得から控除することができる。 ②又は②のいずれか有利な方法 ②住宅や家財の半分以上に損害を受け、かつ、平成16年分の所得が1,000万円以下となる方は、所得税の一部又は全額が軽減又は免除される。 ※予定納税のある方は予定納税額の減免申請ができる。			洲本税務署 ☎24-1212 控除額や所得税の軽減額をご相談ください。
源泉所得税	住宅や家財の半分以上に損害を受け、かつ、平成16年分の所得が1,000万円以下となる方は、源泉所得税の納税猶予や還付を受けることができる。 この適用を受けた方は、確定申告が必要。			
ケーブルテレビ基本使用料	災害救助法が適用された23号の床上浸水世帯	ケーブルテレビ基本使用料3か月分を免除	対象世帯には通知済み。12月3日までに減免申請書を提出	ケーブルネットワーク淡路（さんさんネット） ☎43-2345
国民年金保険料	台風により住宅や家財が1/2以上の被害を受け、保険料を納めることが困難な場合	保険料の免除	・り災証明（コピー可） 床上・床下浸水の場合は申立書が必要	住民生活課 ☎36-3311内線232 明石社会保険事務所 ☎078-912-4916

り災証明書

第 号

平成 年 月 日

西淡町長 長江和幸様

住所 _____

氏名 _____ ㊞

電話番号 _____

下記の件について相違ないことを証明願います。

記

- 罹災日時 平成16年 月 日 午前・午後 時 分ごろ
- 罹災場所 西淡町
- 罹災原因 床上浸水・床下浸水
その他 ()
- 罹災物件
- 使用目的

上記の内容について相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

兵庫県三原郡西淡町長 長江和幸

りさい 罹災証明書

風水害、震災等の災害により、家屋に全壊、半壊、床上・床下の損害があった際に、保険金の請求や税の免除等の手続きにおいて証明が必要な場合、証明書を発行します。

■申請方法

住民生活課備え付けの申請書類に必要事項を記入してください。自動車（軽自動車含む）の場合、原則として被害を受けた場所の市町へ申請してください。

■必要書類等

- ①印かん（認印）
- ②被災状況が写っている部分の写真2～3枚、もしくは自動車修理業者の証明書
※家屋の床上浸水被害については、役場職員において確認済みです。写真等の添付は必要ありません。

■証明書の発行

即時に発行します。ただし、自動車のり災については、時間のかかる場合もありますのでご了承ください。

■申請発行窓口

役場住民生活課（☎36-3311内線234）